

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳浩です。

きょうは、一月二十四日であります。大阪市立桜宮高校バスケットボール部の新キャプテンが、残念ながら若い命を絶った、みずから絶ったのが十二月二十三日でありました。あれからちょうど一カ月たちました。閉会中ではありませんが、各党の皆さん方に、また委員長にも御理解をいただいて国会の場で審議をする機会を与えていただいたことに、改めて心からお礼を申し上げます。と同時に、犠牲になった生徒には、若い命をみずから絶つという本当に大変な事件であると思っており、心からお悔やみを申し上げます、遺族の皆さんに対しても心からお悔やみを申し上げたいと思っています。二度とこういう

ことが起こってはならない、そういう観点からきょうは質問を展開させていただきたいと思っています。

ただ、この質問に入る前に、実は国会の情勢も踏まえて一点だけちょっと確認をさせていただきまします。予算の端境期対策という問題です。

十二月に解散・総選挙がございまして、税制改正そして予算編成とスケジュールがおおよそ一カ月ほどおこなれております。誰にどう責任があるというわけではありません。事実としておこなれております中で、実は地方の自治体においては、この四月から五月にかけてのゴールデンウィークにも国庫補助の助成金を活用しているいろいろな事業を展開しておる、計画を立ててその予算の申請中であります。自治体の方からも、当初予算はスケジュールからすれば一カ月ぐらいおくれるのかな、その間、当然、暫定予算も組まれるだろうな、そうなると国庫補助、助成を受けて行う事業はどうなるんだろうという不安が出ておまして、私も地元からこういった指摘をいただきました。

石川県では、ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭というのをゴールデンウィーク中に開催計画を立てておまして、平成二十五年度の「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業に補

助三千万円を申請しております。これは二分の一補助ですから。これがないと、事業を実施する石川県音楽文化協会、ここの会長は石川県知事ではありますが、大変事業の実施に困ることになりました、暫定予算にもちゃんと盛り込まれるのか、当初予算において手当てがされたらどうなるのか不安を持っております。

こういった事案は他省庁にも恐らく多々あると思います、政策的経費でありますので、どう対処したらいいのか、こういう不安について、こういうふうに対応するという答弁をいただきたいと思っておりますので、文部科学大臣、文化庁の方、総務省、財務省それぞれに、どういうふうに対応するのか答弁をいただきたいと思っております。○下村国務大臣 馳委員にお答えさせていただきます。

この暫定予算編成に当たっては、先例によれば、暫定予算期間中における事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上することとなっているというふうに聞いております。

しかし、今委員から御指摘がございましたように、石川県だけでなくほかのところでも、できるだけ年度初めから行事等を予定しているところもある中で、国の補助事業を期待している

ところもたくさんあるというふう聞いております。そのような暫定予算の編成が必要となつたときには、個々の事業に必要な経費については、文部科学省としても独自に内容を精査の上、改めて財務省に働きかけてまいりたいと存じます。

○河村政府参考人 現況について補足をさせていただきます。

「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業、馳委員からお話のありました事業は、地方公共団体が企画するすぐれた文化芸術事業に対して補助をいたしまして、地域文化の再生、コミュニティの再構築などを図り、地域活性化を推進するものでございます。平成二十五年度についても所要の額を現在予算要求中でございます。

二十五年度におけるこの事業の実施については、予算の国会における成立が前提でございますけれども、事業が最大限効果的かつ円滑に実施できるように、現在、地方公共団体から実施計画書の提出を求めさせていただいております。外部の有識者の審査委員会で審査中という段階ではございます。

この提出のありました実施計画の中に、御指摘のありましたように四月から五月当初にかけ

て事業を予定しているものがございます。補助金の交付対象は予算成立後に行われる事業ということでございますので、仮に国の二十五年度予算の成立が四月当初から遅くなる場合には、これらの事業への国の補助が行えないということが生じます。

文部科学省としましては、これらの事業についてもできる限り円滑な実施が図られますように、先ほどの大臣のお話にございましたように、状況に応じ必要な対応を財務当局とも御相談してまいりたいと存じます。

○黒田政府参考人 先ほど御答弁がございましたように、暫定予算への計上につきましては、暫定予算期間を踏まえつつ、財政当局の方針に基づいて行われるものでございます。

総務省といたしましては、その際、地方公共団体に対する個別の補助事業につきまして、その円滑な執行が可能となりますよう、関係府省におかれて適切に対応いただくことを期待いたしますとともに、必要に応じて地方公共団体の声、実情につきまして十分にお伝えしてまいりたいと存じます。

○竹内大臣政務官 お答え申し上げます。

政府といたしましては、まずは来年度当初予算を編成し、国会に提出した後に、その早期の

成立に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

もしも暫定予算が必要となった場合には、暫定期間中において必要となる事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、行政運営上必要最低限の金額を計上するものでございます。その上で、個別の経費の計上につきましては、このような考え方を基本として判断をしていくべきものであると考えているところでございます。

○馳委員 わかりました。これは文化庁だけの話ではなく、全国的な課題でありますので、十分な地元自治体との調整、配慮をお願いしたい。特に竹内財務副大臣には厳しく申し上げておきたいと思ひます。期待を裏切らないようにお願いいたします。

さて、では本題の、部活動、体罰、自殺問題について伺ひするんですが、まず義家政務官に伺ひますが、一月十五日に現地に行かれたそうですね、教育委員会の話を聞いただけであつて、桜宮高校には行っていないようですね。なぜ行かなかったんですか。

○義家大臣政務官 お答えいたします。

先日訪問した時点において、実は、文部科学省にこの事案が上がってきたのが報道発表の後

でございまして、実際に桜宮高校でどのようなことが起こって、そして遺族がどのような思いでいて、教育委員会はどのような調査をしているのかということをまず明らかにすることを目的として行きました。いたずらに教育現場に行くことが学校現場の生徒たちの混乱を招かぬよう、慎重にそう判断した次第でございます。

○馳委員 何のために行ったのかということが、政務官が行く役割の大きなポイントなんです。であつたならば、桜宮高校に行つてどんな、あんな対応をしろと言う必要は全くないんですよ。政務官みずからその場に立つて、バスケットボール部の部室に行つて、体育館に行つて、校長室に行つて、ここであんなことが起こつたのかということを肌で感じてこなければいけないと私は思いますよ。

じゃないと、今政務官がおっしゃることだけだったら、呼べばいいじゃないですか、大阪市の教育委員会の担当者を。今、呼ぶと大変だから足を運びましたと言うのであるならば、では、文部科学省の役割は何なんですか、政務官の役割は何なんですかわざるを得ません。

大臣に伺いますが、私は何度も義家政務官を派遣すべきだと思いますが、いかがですか。

○下村国務大臣 義家政務官には私の方から指

示をして、十五日に大阪に行つていただきました。義家政務官から大阪市教育委員会に対して幾つかの指示をしております。それについては、まだ大阪市教育委員会から明確な答えが来ていない部分もございます。連日、文部科学省の担当者と大阪市の教育委員会で連絡はしておりますけれども、最終的な大阪市教育委員会としての方針がまだ定まっていない部分がございますので、その報告を受け、その後適切に判断をさせていたきたいと思ひます。

○馳委員 今、幾つかの指示を政務官を通じてしておりますというふうにおっしゃいました。また、適切な判断を最終的にされるとおっしゃいました。そういうことをできる権限が文部科学省にあるんですか。

○下村国務大臣 学校現場に対してでなく教育委員会に対して指導助言ができることになっておりますので、教育委員会の判断を聞きながら、必要に応じて指導助言があればさせていただきますと思ひつています。

○馳委員 法律上、教育委員会に対して文部科学省が指導助言できるのはどういふ場合ですか。

○下村国務大臣 これは、それぞれの教育委員会における教育行政において、教育委員会が十二分な対応ができていないのではないかと文部

科学省が判断をしたときに、それぞれ適切に対応するようにしております。

○馳委員 地方分権一括推進法、こういった流れがずっとありましたね。小泉政権のころからもずっとありました。政府がすべきこと、文部科学省がすべきことと、都道府県、また市町村、基礎自治体において、教育における責任と権限の役割分担、こういう言い方ではありましたが、ただし、文部科学省が是正指導できるのは児童生徒の生命財産等にかかわる重大な事案がある場合に限りはいいませんでしたか。いかがでしたか。

○下村国務大臣 まず、必要な指導、助言、援助、これは、市町村や都道府県等の教育委員会に対して文部科学省が事務の適切な処理を図るため行うことはできます。

それから、今御指摘の、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられていること、その他教育を受ける権利が侵害されていることが明らかなきには、これは文部科学省が是正要求をするところができるということでございますが、前半御質問でありました指導助言等は、これは子供等の生命の危機にかかわらず対応できることだというふうに考えます。

○馳委員 では、大阪の中学校二年生でしたか、

いじめ自殺があつたときに文部科学省は何ができたんですか。

○布村政府参考人 お答えいたします。

馳先生のお尋ねで、地方教育行政法の五十条に文部科学大臣の指示の規定がございます。

条文を読ませていただきますと、「文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。」という規定がございます。

大津の事案につきましては、この規定の場合には、児童生徒の生命身体保護のために緊急を要する場合であり、かつ、他の手段がない場合に限り文部科学大臣が指示を行うことができるという規定になってございまして、おくればせながらも市の教育委員会あるいは県の教育委員会等で問題の対処として動きがございましたので、この五十条の発動はなかったという状況でございます。

○馳委員 今、布村さんはそういうふうにご

られたんですが、以前、我々自由民主党の文部科学の部会において議論していたときに、当該児童が自殺をして亡くなってしまったのでは正指導することはできないという解釈をおっしゃって、ふざけるな、再発防止と教育の現場の正常化について、文部科学省のへつぱり腰は何なんですかというふうに我々は強く指摘をいたしました。

今、布村さんはそういうふうに解釈をおっしゃいましたが、このやりとりを聞いていて、まず義家政務官、どのように思われますか。こういう現状でいいんでしょうか。

○義家大臣政務官 問題意識は馳委員と実は共有しております。

解釈によってという問題だけではなくて、根本的にこの地教行法五十条のあり方、文部科学省のかかわりのあり方というものを一からしっかりと議論する必要性があるであろう。そして、貴重などという命が失われた今こそ、我々は二度とそのようなことが起きないように、このような問題が起きたときにどう対応するのか、この根幹議論が必要であると考えております。

○馳委員 ここで大臣に登場いただきたいんですけども、やはり文部科学省は、よく、マスコミ的に言えば、やり玉に上がりやすいですよ。

しかし、こういった法のたてつけがある以上、それは何でもかんでもできますよというふうな筋合いのものではないんですよ。

しかしながら、事は、体罰によって自殺しちゃったんですよ。親の思いを考えれば、また、同じバスケットボール部の仲間、学校の仲間、あるいはそれを見て見ぬふりをしてしまった教職員の気持ち、同時に、校長は校長なりに一生懸命やったかもしれないけれども管理職としての責任、悔恨はあると思いますよ。

私はこの地教行法というのはちよつと見直す段階に来ているのではないかと思います。大臣の見解を伺いたいと思います。

○下村国務大臣 これは今まで馳委員とも議論をしてきたテーマでございまして、地方教育行政法の改正、これは御指摘の点はそのとおりだというふうに思います。

ただ、今まで法のたてつけの中で、教育においては地方分権の中で、地方自治の中で任せるという地方自治法等の関連にもなっていないので、ここの第五十条だけを改正するということは、ほかの地方教育行政あるいは地方自治法にも大きく影響してくるものではないかと、文部科学委員会だけのテーマではなくて、ほかの、総務省等のテーマにもなってくるものでござ

ございますので、ぜひこれはトータルな議論の中で、しかし、特に子供の生命にかかわる問題について、これは国が見ても危機的な状況の中で、十二分に地方教育委員会が対応できていないという部分については、これは積極的な対応をすることによって一人でも命を救うという視点から、今後議論をしていく中で、ほかの法律案も含めた改正議論を国会の場で積極的にやっていただきたいというふうに私の方も考えます。

○馳委員 その答弁を実は待つておりました。

地方自治法、地教行法あわせて、やはり国と地方の関係性においてできることとできないこと、また、地方自治体においてやるべきこと、こういった議論を改めてすべき総合的な議論であるということを改めて申し上げておきたいと思いますし、この議論はまさしく立法院の方が積極的に取りかからないといけないと思っています。

制度論から入りましたので、具体的なことをお聞きしていきますが、部活動の教師、監督、顧問、こういう立場で、どういうときに体罰をする、こういうふうに分分析をしておられますか。今まで文部科学省ではそういった検証というのはされていませんか。

○久保政府参考人 部活動の顧問がどのような

場合に体罰を行うかということについてどういう分析をしているかという御質問でございますけれども、いろいろなケースに体罰を行うような事例があると思いますが、現実には、個々の状況によってさまざまな背景が異なるケースがございます。

例えば、日ごろからの指導のあり方の積み重ねによって人と人との関係が出てくる、あるいは顧問……（馳委員「質問の趣旨とは違う、分析していますかと聞いたんです」と呼ぶ）はい。そういう意味では、複合的な要因が関係しておりますので、一般化して、データを集めてそれを分類して分析するというのはなかなか困難であるということを御理解いただければと思います。

○馳委員 これでもう二つの質問が出てきましたよね。教職員には安全配慮義務というのがあるんじゃないんですか。そもそもあり得ない話なんです。しかし、みんな暗黙の了解として、部活動を強くするために、子供のためだとか言いながら、体罰が横行しているというのをみんな見て見ぬふりをしているじゃないですか。

ということについては、今回、全国の実態調査を指示されたんでしょう。この機会に、やはり現場の声も踏まえて、教師をまず指導するた

めにも、何でそういうことを行ってきたのか、社会の容認があったのか、保護者のそういった容認する姿勢があったのか、こういうことこそ文科省が分析すべきだと思いますよ。大臣、いかがですか。

○下村国務大臣 御指摘のように、今回の桜宮高校の体罰の問題は、ここだけの問題ではないと思いますし、連日その後、メディア等で、いろいろな学校で教師の体罰があるということが報道されております。改めて、文部科学省として、全国の教育委員会に実態調査をするように指示いたしましたし、きのう発出をいたしました。あわせて、私学関係者の方々からも同様の協力をしていただきたいと思っております。全ての学校において体罰の実態調査をまず行つた上で、これから具体的な取り組みについて対応を考えていきたいと思えます。

○馳委員 私、二年ほど前に現場へ行つて見てきましたが、高野連は、甲子園塾といって指導者を育成する塾を高野連みずからがやっているんですよ。実地等、ノックの仕方とかゲームの組み立て方、作戦のとり方と同時に、選手のスカウトそして新入生の指導の仕方、こういったことを、本当に現場の十年以内の未熟な監督さんたちを全国から集めて、毎年二回やっている

んですよ。なかなかみずから努力をしておられるなということ、その研修に私も参加をして非常に勉強になりました。

そこで、今回の実態調査をされたら、調査結果を、数字をうのみにするのではなくて、なぜこんなことになるのか。なぜ毎年四百人近くが体罰で処分されているのか。四百人だけではないはずですよ。したがって、やはり今回のこの実態調査を踏まえてどう対応するかが文科省として問われていると思います。

その上で、私、ちょっと聞きたいと思いますが、中学校や高校で部活動の顧問を決めるとき、どういう基準で決められているんですか。

○久保政府参考人 部活動の顧問に任命する際の基準につきましては、法令上の基準は特にないということでございます。各委員会や学校によってさまざまでございますが、一般に言うことは難しゅうございますけれども、基本的には、校務分掌の一つとして、教員の専門性、過去の経歴などのさまざまな状況を総合的に勘案しまして学校長が選任していると承知しているところでございます。

○馳委員 そうなんです。校務分掌なんですよ。校務分掌として、毎年、新学期が始まる直前に任命をされた顧問が野球部や柔道部やバス

ケットボール部やバレーボール部という顧問になり、同時に、その場において指導も始めることになるんですよ。

では、お伺いしますが、運動部の顧問は、競技ルール、審判としての技術、指導方法、健康管理のあり方、部活動の運営、保護者への対応といったことなどについて、顧問として指導する前にきちんと研修を受けていますか。

○久保政府参考人 運動部顧問に就任する際の研修でございますけれども、国内各県でさまざまな形で研修が行われております。

一つは、中体連あるいは高体連において顧問研修会などを毎年実施しております。この中で、競技ルール、審判、指導方法、健康管理、部活動管理、保護者対応など、さまざまな内容を含んだ研修を実施しているところでございます。

それからさらに、都道府県の教育委員会などにおきましても、スポーツ団体や地域の指導者の協力を得まして、教員を対象とした研修会の実施をしております。その中で、具体的に今先生がおっしゃったことが全て網羅されているかどうかまでは確認してございませんけれども、運動部の顧問につきましてもそのような研修等で学ぶ機会が多いと考えているところでござい

ます。

部活動の顧問も含めまして、文部科学省といまして、関係団体や各都道府県等と連携しまして、指導用資料の作成などを通じて研修の充実に努めていきたいと考えております。

○馳委員 では、事件のあった桜宮高校のバスケットボール部の監督はどのような研修を受けていたんですか。

○久保政府参考人 個々具体的な、今先生の御質問いただいた具体的な研修歴につきまして、現在は承知いたしていませんのでございます。

○馳委員 では、久保局長にお伺いしますが、所管ですからね。今回の事件は特別な事件であって、特別な事件としての対応が必要だということに考えているんですか、それとも、そうではなくて、どの学校にも起こり得る、どの部活動にも起こり得る問題として真剣に捉えているんですか。どっちですか。

○久保政府参考人 部活動における上級生によるしごきですとかあるいはこういう暴力問題は、昔から大きな課題になっておって、昭和三十年代からいろいろな通知を出して指導してきているという経過もございます。そういう意味では、今回も、この学校だけの話ではなくて、いろいろな学校あるいはいろいろな部活動において留

意すべき問題だと私どもは考えているところでございます。

○馳委員 それは、文部科学省も見えて見ぬふりをしてきたんじゃないやせんか。こういう問題は、毎年、先ほど申し上げた数字、四百人前後の教職員が体罰で処分されているんですよ。これに対してどういうふうな対策と対応をスポーツ団体に対してあるいは中体連、高体連に対して行ってきたのかという、そのやはり切実感というか緊迫感というのを感じられないんですね。

今までどのように対応してきているんですか。

○久保政府参考人 各団体、体協、JOC、さまざまな団体でも、この問題は昔から課題として問題意識を持っておりました。そういう意味では、例えば日本体育協会や高体連におきましては指導者講習会を行っておりまして、その中で、体罰の根絶に向けての内容をはっきり盛り込んで指導してきているところでございます。

また……（馳委員「委員長。いいです、結構です」と呼ぶ）

○松野委員長 答弁はいいの。（馳委員「もういいです」と呼ぶ）

馳浩君。

○馳委員 やはり真剣味が感じられませんか。

どうしなけいばいけないんですかということに對して、毎年四百人前後が処分されているんですよ、教職員が。これに対する取り組みというものについて、文部科学省としての真剣味がちよつと、今まで余り感じられないなということを感じました、私も。だからこういうことになるんです。今から言いますよ。

今回の自殺事件の以前にも保護者から体罰の通告があつた、しかし校長先生は処分していないじゃないですか。これは何で処分できなかったんですか。

○布村政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、平成二十三年九月、昨年の九月に、大阪市の公益通報制度を通じて、バスケットボール部において体格のよい男性教諭が体罰を加えていると情報が寄せられたという件がございました。

当時、市の教育委員会から調査の指示を受けた校長は、バスケットボール部顧問ら関係教員に体罰に関する聞き取りを行ったものの、生徒や保護者からの聞き取りを行わなかったということで、事実の確認ができなかったと市の教育委員会に報告しているところで、そういった経緯から、処分には至らなかったというふうに承知しております。

○馳委員 言いわけの文章ですよ、こんなのは。体罰の通報があつたら、児童生徒、当事者も含めて、きちんと情報、実態を把握するのは当たり前じゃないですか。それをできていないところ、そういうことを指導できていないところ、そういうところが、文部科学省にも緊張感がないというふうに私は指摘をしているんですよ。

では、布村局長、学校教育において体罰はいいけないという法律の条文を読んでください。

○布村政府参考人 該当条文は学校教育法の第十一条になります。「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」その後「ただし、体罰を加えることはできない。」という条文になってございます。

○馳委員 それでは警察に登場してもらいますか。

体罰を受けた。児童生徒や保護者は直接警察に訴えてもいいんですか。

○辻政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、直接御通報いただいて全く問題ございません。

警察といたしましては、暴行等を受けた少年やその保護者の方から通報がございました場合

には、事情聴取等を行い、また、被害の届け出がございました場合には、これを受理いたしました上で所要の捜査を遂げ、法と証拠に基づきまして適切に対処することとなります。

○馳委員 体罰の結果、警察まで通報するというのはよっぽどなことだと思いますが、いわゆる骨折をしたとか唇が切れたとか、医者に行ったら当然診断書も出るような重大事案、たたかれて転んで頭を打って脳梗塞とか脳内出血とか、いろいろな事案があると思いますけれども、そういう場合には警察はどのように対処しておりますか。

○辻政府参考人 お答えいたします。

警察といたしましては、個別具体的な状況にももちろん応じるわけでございますけれども、関係者からお話を聞くなど所要の捜査を行うなどいたしまして、法と証拠に基づきまして適切に対処してまいっているというふうに考えております。

○馳委員 では、今回の事案で体罰をした教員は、現状、どういうふうな処分とか処遇とか、あるいは法律に基づく対応をとられておりますか。現状、この教員、マスコミもそうですし、きょうも国会でこういうふうにとると、やはり教諭の方もいろいろな意味での、言葉は悪いか

もしれませんけれども、当然、大変心労を抱えていると思います。逆の意味で、その教諭に対して最悪の事態に追い込むようなことは、それはある意味でいえば魔女狩りのようなこともしてはいけないとは思っています。ただ、現行の法律に基づいて、この桜宮高校の体罰をした先生はどういう状況にありますか、そしてどういう処分をされていますか。

○布村政府参考人 お答えいたします。

この事案につきましては、現在、大阪市の教育委員会が、市長部局に置かれております検査チームと連携しながら実態の調査を進めているところでございます。そういう状況でございますので、現在、当該教諭は校長の命により自宅謹慎をしているという実態でございます。

○辻政府参考人 お答えいたします。

警察の関係でございますけれども、現在、本件につきましては、大阪府警察におきまして、これまで関係者から事情聴取するなどして事実関係を確認してまいったところでございますけれども、昨日、生徒のお父様の方から教諭に対する告訴がございまして、これを受理したところでございまして、引き続き大阪府警において捜査をしておるところであるというふうに承知をしております。

詳細につきましてはお答えを差し控えさせていただきますけれども、いざにいたしまして、所要の捜査を遂げた上で、法と証拠に基づきまして適切に対処させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○馳委員 これもやはり事実確認が必要なんですけれども、学校側からなのか、マスコミからなのか、文科省からなのか。今回の事案で警察に通報が行ったというのはどの段階だったんですか。

○辻政府参考人 お答えいたします。

今回のものにつきまして、通報という形では、特段、いただいたという報告は受けておりません。

以上でございます。

○馳委員 これは義家政務官にお伺いした方がよいと思いますが、私最初に聞きましたように、当然、本人からも、保護者からも、警察にこれはひどいよと通報して、何とかしてくれよと言うことはできるんですよ。顔を腫らせて家に帰ってきて、口を切っているんだから。ところが、今回の事案について、事態がマスコミで発覚したのが一月八日ぐらいでしたよね。その後じゃありませんでしたか。



その辺の事実関係、義家政務官、お願いします。

○義家大臣政務官 お答えいたします。

大阪市の教育委員会との聞き取りをもとにお答えいたしますけれども、まず、当該生徒が自殺という形で保護者から通報を受けた、その時点で、机の上に遺書と手紙が置いてあり、体罰のことについて書かれておった、そのことでまず地元の警察が顧問教諭から聴取を行っているという教育委員会からの報告を受けました。また、別件として、このようにニュースで騒がれている中で、府警の方から教諭らへの聞き取りが行われているようだという報告を受けました。

一方で、教育委員会及び学校が主体的に警察と連携しているということは、少なくとも私が訪問した時点では、ございませんでした。

○馳委員 ここはやはり事実の確認というのは大事じゃないですか。つまり、学校現場から所管の教育委員会への報告義務、当然都道府県の教育委員会への報告義務、それから文科省に対する報告義務というのは、法律上ありましたか、こういった重大な事案について。いじめ自殺とか。報告義務はありましたか。

○義家大臣政務官 お答えいたします。

これは、義務ではなくて、届けてくださいと

いう通知によるものと承知しております。

○馳委員 そうなんですね。やはりここは、私も実は教員をしておりましたので、自分のことも含めて考えると、学校の現場を密室にしてはいけないと私はずっと思っていました。

大学を出て教壇に立ち職員室に入ると、先生様、先生様と言われて勘違いする先生はいっぱいいますよ。もちろん、研修の結果、そうではないということも理解していくんですが、勘違いする先生はずっとそのままですよ。

したがって、重大な事案が起きたときには速やかに、行政用語で言う速やかにというのは、土日を挟むから恐らく四十八時間ぐらいだったとは思いますが、速やかに所管のところにこういった報告が行く。報告が行けば、複数の教員とか複数の関係者が情報を共有することによって、どのように対処をすべきかと。

教育の現場には継続性が必要ですから、心に傷を負った子供たちや先生方がその後もその学校に在籍をしなければいけないときに、後の対応も物すごく大事なわけですよ。私は、そういう意味での報告のあり方というのは必要だと思うんですけれども、義家政務官がおっしゃったように、今、報告をしてくださいねという形で、後から発覚するということが多々あって、大問

題になっていって、にっちもさっちもいかない。

私は、この体罰をした教員というのは、本当に何か逆の意味で、変な意味で追い込まれて、最悪の事態にならないように願っていますよ。

これは一つの人権問題ですよ。こういうことも踏まえて、やはり、先々を読んだ対応をするためにも、教育委員会やまた文部科学省の情報の共有のあり方について、私はちょっと考えてほしいなと思うんですよ。

義家政務官、そして大臣の見解を求めます。

○義家大臣政務官 問題意識としては共有しております。とはいえ、現行の地方教育行政法上の問題で、その報告を義務づける権限が果たして文部科学省にあるか、率直にいけばないという判断の中で、通知等々によって行ってきたわけであります。

つまり、下側から上げようとしなければ、催促しても上げないと言ったら上がってこないというのが現状の公教育のシステムでございますので、少なくとも、生徒児童の命にかかわることですから、これについての判断をしっかりと開かれた形で行っていくというプロセスは必要だと思いますので、なお、この法律等の議論、トータルを含めてしていくべきだと思っております。

○下村国務大臣 基本的な認識は当然同様でございますが、当該学校における監督は当該教育委員会が第一義的にすべきことだというふうに思いますし、当該教育委員会に対する報告義務はきちつと負うべきであるというふうに思います。

ただ、国に対する報告義務となると、先ほどの議論のように、地方自治法や地方教育行政法等々、ほかの法律との整合性の中でこの問題をどう考えるかということになりますと、このことだけを特化して報告義務化することとは、なかなか立法上難しい問題だというふうに思いますので、立法府として、トータル的に、地方自治体のあり方を含めた、地方分権の今後の行方を踏まえた中で、一緒に御議論をぜひしていただきたいと思います。

○馳委員 次の議論ですが、私も教員経験者であつたので、先ほどから申し上げているとおり、今自宅待機をしている教員の気持ちを思うと、正直言つて、ひどいことをしやがつてという怒りと、本当にこの現実を受けとめて自分の人生を一步一步歩んでいってほしいと言いたい気持ちと、両方あるんですよ。

そこで、スクールカウンセラーというのがございませけれども、教職員も、こういった教育

の現場でしかないような、人に言えないような悩みはいっぱいあるんですよ。そういったときに、教職員の逃げ道と言うと失礼ですが、教職員にも、カウンセリングを受けるとか相談に乗ってもらえるような、本来であれば、これは校長や主幹教諭であればいいのかもしれませんが。スクールカウンセラーがなぜ養護教諭ではなくてスクールカウンセラーなのかという観点からも、やはり教育現場に精通をしており、同時に、愚痴と言うと失礼ですけども、言い分、愚痴、どうしたらいいだろうかという相談を含めて聞けるような、そういった能力を持ったスクールカウンセラー、教職員もいつでも来てくださいよと言えることは必要だと思ふんですよ。

なぜかという、私さつき聞きましたように、体罰をしちゃいけないというのは法律に書いてあるんですよ。ところが、学校の先生というのは、教育法規について疎い人が多いですよ。そんなことしちゃいけないのといって選挙運動している組合員はいっぱいいるじゃないですか。

大臣、よく知っているじゃないですか。

そういった意味で、いろいろな意味からの相談、こういったことはしていいのか、周りの先生がやっているから僕もやっていいんだろうか、僕は、そういうサポートする体制というの必

要なのではないかと思うんですよ。大臣、いかがですか。

○下村国務大臣 御指摘の点はもつともなところがありますが、第一義的には、やはり学校長がその学校の先生方に対する精神的なサポートを含めたフォローアップがさらにできるような、校長の職務権限強化を図りながら対応していくということが一番即効性があるのではないかとこのように考えます。

今実際に休職中の教職員が九千人近くいる中で、そのうちの六千人近くが心身的な理由によって休職をしているという、この部分については、今御指摘のように校長先生だけで対応できる部分ではありませんから、かなり専門的な、今の御指摘でいえば教師に対するスクールカウンセラー的な位置づけの人という御指摘だったと思いますが、これはぜひ教育委員会が、この辺の対応を含めて、まずは、学校の先生に対するきめ細かなフォローアップ体制をぜひ図っていただきたいと思います。

○馳委員 きめ細かなフォローアップが必要な理由をもう一つ言いますよ。

今、教職員の評価は誰がやっているか御存じですか。教職員の日常の活動の評価は誰がやっているか御存じですか。

○布村政府参考人 教職員の日常の勤務状況の評価につきましては、服務監督権者である校長が実施しております。

○馳委員 実際には、大体、教頭が評価点をつけて、校長と相談して、この先生はこうですよと上げているんですよ。そんなのはみんな現場の先生は知っていますよ。したがって、自分の評価をする人に、愚痴や、こういうことをしたらだめなのかな、法律に触れるのかな、体罰はだめだと言われたけれども俺はもしかしたら警察に訴えられるかもしれないとか、ばくちでちよっとお金をすっちゃってどうしよう、金を貸してくれよとか、言えると思いますか。

教員だって人間なんですよ。退職金が減るか라고いつてとつととやめちゃうような教員だっていますんですよ、これはまた別の問題かもしれませんが。教員だって人間なんですよ。ましてや、いろいろな立場の子供たちや保護者や地域の方々や、あるいは教職員の、私も職員室にいて嫌な先生はいっぱいましたけれども。先生同士でも、あいつのせいで俺が仕事をいっぱいやらされちゃってという、本当に人間的なあつれきの中で生活していますよ。

だから、先ほど申し上げたように、校長や教頭や主幹教諭というのは一義的に必要かもしれない

ません、建前上。でも、もっと教育の現場は、どろどろとした人間関係が教職員の中にはあるわけですよ。その部分もやはり考えてやらないといけないんじゃないんですかという観点から申し上げているので、大臣に聞く前に、同じく教員を経験していた義家政務官、いかがでしょうか。

○義家大臣政務官 共有するところがあります。ただし、私の経験のみで申し上げれば、現場で抱えている悩みをその現場の実態を知らない人に相談をする気持ちにはなれませんでしたので、やはり職場の中での人間関係、こういうもので、お互いにお互いを相談し合うというような状況だったと思います。

その意味では、例えば小学校等は、教科担任制、教室にずっとそれぞれの先生が張りついて、なかなかチームとして学年やそういうものが動いていくということがしづらくて、孤立しやすいような状況にある小学校なんかの先生へのフォローアップ等々、非常に重要なものだろうなというふうには考えています。

○馳委員 私は、この議論のやりとりを財務副大臣に聞いてもらいたかったから、ずっと指摘してきたんですよ。教職員の現場というのはそういうものなんですよ。

義務標準法の改正が民主党政権でなされました。それについては我々も受けとめて、お互いに協力をし合ってやりました。しかしながら、昨今起きているようないろいろな事案、マスコミ報道も、これは学校現場に対するある意味では圧力ですよ。

私は、義務標準法をやはり適切に、改善計画にのっとり、改善計画をつくりながら、教職員の配置、当然配置だけではだめですよ、配置だけではだめで、養成段階、採用、研修、人事考課も含めて私はやっていくべきだと思っているんですよ。

財務省は、ここところが認識が甘いんですよ。子供の数が減っている、クラスも減っている、じゃあ先生減らせと。これは、我が自民党政権のときにつくった法律でもそのような風潮で書いてあるので、それに対して私たちは、現場は違うということを今言っているんですが、竹内財務副大臣、今後の学校現場の教職員の配置についての見解をお述べいただきたいと思います。

○竹内大臣政務官 財務大臣政務官の竹内でございます。

今、馳委員からさまざまな御意見を頂戴いたしました。大変傾聴に値する御意見であるとい

うふうに思いました。

その上で、少人数学級を含む今後の教職員定数のあり方につきましては、子どもの財政制度等審議会において取りまとめていただきました。「平成二十五年度予算編成に向けた考え方」というのがございまして、一つには、子供当たりの教員数を維持するという考え方に立ちまして、その上で、少子化のもと、子供当たりで見れば今後増加する教員分に相当する予算につきまして、むしろ、教育の質の向上に資する施策や外部人材の活用への重点投資に充てるとともに、国、地方を通じた財政健全化につなげることを検討すべきであるという考え方が財政制度等審議会においては示されているところでございます。

文科省の教職員の定数改善に係る概算要求につきましては、このような観点も含めまして、また、今委員からいただきました貴重な御意見等も勘案して、今後慎重に検討をしてまいりたいと思います。

○馳委員 失礼いたしました、竹内政務官。今後、教職員の定数改善、義務標準法に基づく配置の問題については、必ず文部科学委員会に呼びますから、そして、下村大臣と並んで答弁していただくようにしますので、覚悟しておいて

ください。いいですか。

さて、最後のテーマですが、いや、困ったなと思うのが、橋下市長ですか。いきなりスポーツ健康科と体育科と二つの科を廃止すると宣言された。それは、一月の下旬に来てそんなことをやられたら、子供ばかりではなく、保護者も含めて、高校進学と人生設計を考えている子供や親にとってはとてもないことなんですよ。そんなことをする権限が市長にあるんですか。法律上あるのかなのか、お答えいただきたいと思っています。

○布村政府参考人 お答えいたします。

公立学校の設置、廃止につきましては、当該設置者である教育委員会が、その設置、廃止の権限を有してございます。

○馳委員 このスポーツに関係する二科を廃止しないと予算を執行しないという、そこまで発言をされてちよつとびっくりしました。こんなことが許されているんですか、大臣。

○下村国務大臣 橋下市長の発言については、私は記者会見の中で、よく言えば発信力がある、厳しく言えば一人で全部会見で表明をされるということが関係者の方々にいろいろな騒動を起こすきっかけになっているのではないか、こういうことを申し上げたことがございます。

今の答弁のように、その設置者である教育委員会が判断することございまして、入学試験のあり方についても、結果的に、大阪市の教育委員会が中止を判断したことでございます。ただ、判断の中で、市長からのいろいろな発言があったということは聞いておりますが、最終的には、臨時の教育委員会を開いて、そして、平場で議論した結果、中止を決めたということでございます。

私はそのとき、最大限、受験生に負担が、あるいは迷惑がかからないように十分に配慮してもらいたいということもコメントをいたしました。その結果かどうかわかりませんが、事実上は普通科で受験、体育科、スポーツ健康科学科の生徒を同じ試験科目で、同じ体制で、つまり、普通科の受験生と違って、本来の体育科の受験システムで受験をするということで判断をしたそうですので、結果的には、中止とはなりませんが、事実上は今までと同様の試験が受けられるということになったわけでございますので、その辺、受験生の心配される危惧はクリアされたのではないかとこのように思っております。

○馳委員 結果を見ればそうかもしれませんが、だったら、私はあえて大臣にお尋ねしますよ。田中真紀子騒動と今回の騒動、どこが違うんで

すか。

あのとき、大臣は野党の発言者の席に座って、一時間にわたって田中真紀子大臣に対してねちねちと、法律に基づいて、やっていいことといけないこと、問題意識は共有するけれども、この期に及んで、この段階で三大学に対する新設を認可しないなんてやってはいけないとやっていたじゃないですか。その委員会の最後に、大臣はそこで謝って、撤回して、そういう方向性になったじゃないですか。

だから、今、下村大臣がおっしゃったのと同じだと私は思えてならないですよ。あのときも私たちは与野党一致して、当時の民主党の皆さんもそうですよ。それは田中大臣まずいよと。まずいけれども、何となく民主党の中から言いづらい。けれども、あのときは委員会が一致して要請をし、大臣は賢明な判断をあのときもされました。

今回も私は同様だと思っていますよ。圧力とは思えません。予算を執行しないと言ったら、教育長、教育委員会は困っちゃうじゃないですか、市長が予算を執行しなかったらどうしよう。結果だけのことを言っちゃだめなんですよ、これは教育だから。プロセスが大事なんですよ。今までの一年間のプロセスを経て、

高校三年生、受験生は人生を考えて、桜宮高校の二科に入りたいということで、心理的な負担は大変なものですよ。

そのプロセスをやはりかみ砕いて、まさしく分析をした上で適切な対応をとるように、関係各役所ならば関係各所、あるいは政治家なら政治家同士、それはちよつとというふうな動きをするのが大事だと思いますけれども。大臣になって、どうですか。

○下村国務大臣 私は、田中真紀子前文科大臣と橋下市長の今回したことは全然別の話だと思っています。田中真紀子前文科大臣はみずから設置審の判断を変えようとしたところが問題であつたと思います。今回は、橋下市長がみずから中止を決めたわけではなく、設置責任者である教育委員会が最終的に判断したことでありますから、法的なルールは適法であります。ただ、そのときに橋下市長が予算執行をとめるような発言をすることは適切でないというふうに思います。

同じ自治体の中で市長と教育委員会の関係、そもそも論の教育委員会をこれからどうするかということとは国会でぜひ御議論をしていただきたいと思いますが、ただ、今ある制度設計の中で、同じ自治体の長とその長のもとにある教

育委員会があたかも対立をするような構造の中で決定をしたかのようなことになるような市長の発言がマスコミ等を通じてあつたのは、これはいかなるものか。同じ結論であつても、もうちよつと協調性を持っていた方が、市民の方々の安心がより得られるのではないかというふうに思います。

○馳委員 ありがとうございます。

教育における首長と教育長、教育委員会の役割分担、権限のあり方については、もちろん立法府の我々も議論しますけれども、文科省みずからがやるべきですよ、この問題は。

そのことを指摘して、私の質問を終わります。ありがとうございます。